

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第6回合併協議会

会議録

日時 平成16年7月22日(木)午前9時30分~

場所 伊予市市民会館 4階 会議室

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 6 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成 1 6 年 7 月 2 2 日 (木) 9 : 3 0 ~

場 所 : 伊予市市民会館 4 階 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 協 議

協議第 2 1 号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第 2 2 号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第 2 0 号 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて(継続協議)

(2) その他

第 7 回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉 会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

	氏 名	役職名等	出欠
伊予市	中 村 佑	市長	出席
	小 林 茂	助役	出席
	重 松 圀 右	議長	出席
	日 野 正 則	議員	出席
	岡 田 清 満	学識経験者	出席
	西 岡 義 雄	学識経験者	出席
	安 田 一 江	学識経験者	出席
中山町	市 田 勝 久	町長	出席
	窪 中 修 一	助役	出席
	井 上 正 昭	議長	出席
	田 中 弘	議員	出席
	亀 井 慎 滋	学識経験者	出席
	高 橋 敏	学識経験者	出席
	上 岡 幸 子	学識経験者	出席
双海町	上 田 稔	町長	出席
	藤 田 稔	助役	出席
	大 石 寿 淑	議長	欠席
	岡 田 博 助	議員	出席
	中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
	矢 野 鎮 男	学識経験者	出席
	富 岡 喜久子	学識経験者	出席
顧 問	泉 圭 一	愛媛県議会議員	出席
	松 岡 誼 知	松山地方局長	代理出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第6回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立お願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>開会に当たりまして、中村会長からごあいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>梅雨明け以来、連日猛暑が続いておるわけでございますが、皆様方にはご健勝で何よりかと存じます。</p> <p>本日、第6回協議会開催に当たりましてご案内を申し上げましたところ、泉県議さん、そして地方局長さんの代理として若原部長さん初め委員の皆さん方のご出席をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>なお、本日の協議内容でございますけれども、一般職員の身分の取扱いについてと一部事務組合のうち調整ができましたものについてのご協議、そして先般から継続となっております防災関係について、そして電算システムの問題についての情報化推進審議会の審議を経ましたので、そのことについてもご報告をさせていただきたいと思います。特にこのことにつきましては、新市の業務に支障が出ないように統合作業を進める必要がございますので、このことにつきましてもよろしく皆さん方のご理解をいただきたいと思います。</p> <p>以上、本日の内容についてご説明を申し上げ、ごあいさつにかえたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>それでは、ただいまから議題の審議に入りますが、双海町の大石委員から所用で欠席する旨連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は委員総数21人に対し20人の参加であり、半数以上の委員に出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。また、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。</p> <p>なお、規約第10条第2項に、会長が会議の議長となると規定をいたしておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様にお願いがございます。ご発言の際に挙手をいただきましたら、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題の進行を中村会長をお願いいたします。</p>
中村議長	<p>それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>議事に入る前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録署名委員さんを指名させていただきます。</p> <p>本日は、伊予市の岡田委員さん、中山町の亀井委員さんにご署名をお願いいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入らせていただきます。</p> <p>まず、会議資料その2の方になりますが、報告でございます。</p> <p>報告第14号新市電算システムの選定についてを、事務局から説</p>

発言者	議題・発言内容
北岡主査	<p>明をいたさせます。よろしく。</p> <p>新市電算システムの選定についてご説明をいたします。</p> <p>会議資料その2の1ページ目をお開きください。</p> <p>報告第14号新市電算システムの選定について。</p> <p>新市電算システムの選定について、別紙のとおり報告する。</p> <p>次のページをごらんください。</p> <p>新市の電算システムについては、第5回協議会で報告しました基本方針の中にあります統合方針「既存システム活用（1団体型）」方式（3市町のうちいずれかの自治体の既存システムを採用して拡張する方式）に基づきまして、合併時に安全かつ確実に運用できることを最優先とした選定を行いました。選定につきましては、審議会の意見を踏まえた上で3市町にて決定をいたしました。</p> <p>さて、選定方法なんですけれども、1番、既存システム活用による採用システム決定について別冊にまとめておりますシステム選定基礎資料にあります判断基準項目をもとに、客観的な数値により比較評価をいたしました。</p> <p>判断基準の項目につきましては、四角で囲んであります移行データ量、現行システム機能、現行システムの運用費用、現行システムの最新性、現行システムの利用者数、現行システムの評価、移行データ作成費用です。これらの判断項目なんですけれども、地方公共団体のコンピューター専門機関である財団法人地方自治情報センターがございしますが、そちらの方の市町村合併に伴う情報システム統合マニュアル採用システムの判断基準と比較を参考として、判断項目を設定いたしました。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>それでは、判断基準についてご説明をさせていただきます。</p> <p>(1) データ統合に関する判断基準ですが、システム統合を成功させる上で最大の課題であるデータ統合について比較評価をします。これについては、移行データ量が該当いたします。比較するデータの種類につきましては、住民基本台帳人口、登録印影数、住民税納税義務者数、固定資産土地筆数、軽自動車登録台数等でございます。移行するデータの量が少なければ、それだけ労力や経費が軽減されますので評価が高く、多ければ逆に評価が低くなります。</p> <p>次に、(2) 新市電算システムの適合性に関する判断基準ですが、3市町における現行システムの稼動状況により、新市によるシステムの適合性について比較評価します。</p> <p>現行システム機能ですけれども、基本方針に記載されたシステム統合対象業務のうち稼動している各業務システムの数を比較します。対象業務に対して稼動しているシステム数が多ければ評価が高くなり、少なければ評価が低くなります。</p> <p>次に、現行システム運用費用ですけれども、基本方針に記載された統合対象業務のうち稼動している各業務システムについて、その運用全般に係る費用を比較します。例えばシステム使用料、機器保守料等になっております。住民1人当たりの費用が少なければ評価が高くなり、多ければ評価は低くなります。</p> <p>次に、現行システムの最新性ですけれども、基本方針に記載された統合対象業務のうち稼動している各業務システムについて、その稼動年を調べ新しさを比較するものです。稼動年が新しければ後々の耐用年数が長いと判断でき評価が高く、古ければその逆で評価が低くなります。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>次に、（３）その他基準ですけれども、システム利用者数、システム評価、データ移行費用等について比較評価をします。</p> <p>以上について、各市町の詳細なデータを別冊に記載しておりますが、これを選定基準として審議会で審議していただきました。</p> <p>４ページをごらんください。</p> <p>審議会の報告となっておりますけれども、７月１４日、ウェルサンピア伊予にて第２回の審議会を開催し、新市電算システムの選定について審議を行いました。</p> <p>審議結果の前にそれに至る経緯をご説明させていただきます。次のページをごらんください。</p> <p>まず、説明内容についてですけれども、先ほど申し上げた選定基準データに加え、その他各参考資料について説明をいたしました。</p> <p>説明概要につきまして、まず第１条件になりますけれども、１市２町とも現行システムは問題なく稼働している。１市２町の各システムに蓄積されているデータ量を比較した場合、伊予市のデータ量が最も多く、最小でも６４％、最大で９２％を占めている。</p> <p>稼働システム数については、伊予市が３４の業務システムが動いているのに対し、中山町は２８、双海町は２４である。中山町、双海町で稼働し得ないシステムを充足させるためには新構築となりますけれども、必要な費用の新たな発生、また期間要件的に構築できない可能性も高い。</p> <p>稼働システムの運用費用は、中山町、双海町が全国統計に比べて標準的であるのに対し、伊予市は非常に安価で運用できている。</p> <p>現行システムの導入年度については、中山町がすべて平成１１年度以降の導入である。伊予市は住民システム、税システム、双海町</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>は財務システムなどが新しいんですけども、そのほか平成6年度に導入されている古いシステムもある。</p> <p>システムの利用職員数は、伊予市がほかの2町に比べて多く、操作の研修を受ける必要がある者が少ない。</p> <p>移行データ作成費用について、伊予市既存システムを活用する場合、そのほかの場合と比べて約3,000万円の経費減が見込まれる。この経費につきましては、平成16年2月時点において各業者から提出されたものを参考にしております。</p> <p>1ページおめくりください。</p> <p>次に、審議会で出た質疑応答なんですけれども、伊予市のシステムの大半を占めるOECは大分の企業ですが、遠距離であるための心配はないのかという問いに対しまして、伊予市では現在まで全く支障なく運用できている。なお、松山に営業所がありシステムエンジニアの常駐を含め支援体制の強化を要望している。</p> <p>データ移行費が高いのではないかと、検討の余地があると思われるという問いに対しまして、現時点では概算の金額であり、システムが選定されれば具体的なデータ抽出段階で精査し交渉したい。この件についても、審議会の意見を取り入れたいと考えております。</p> <p>電算システムの統合は必ずしもすぐれた点のみが残るものではなく、劣る点も発生する。他者への配慮が必要ではないか。今後推進体制の中で一つ一つの機能について十分協議し、周知に努めたい。</p> <p>伊予市の稼働システム運用費用が全国統計に比べ格段に安くなっているが、なぜか。これについて、システムに精通した技術職員が2人配置されている。各部署での対応ではなく、基本的に技術職員が対応することにより業者との折衝窓口が統一化されるなど、一貫</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>した管理体制と価格精査が可能となっているため、業者が仮に規定に外れた金額を提示したとしても正当性を判断することができません。</p> <p>構築段階等、審議会として動向を見守りたいけれども、今後の役割はどうなるのか。これに対しまして、今後も使用や予算の妥当性を聞くなど、節目節目で審議会に報告し助言をいただき、最善の方策を模索していきたい。</p> <p>こういった質疑応答がございました。</p> <p>次に、委員の主な意見ですけれども、現在所有しているデータ量、費用等から勘案して、伊予市のシステムに統合するのが最善である。</p> <p>町村にはない市独自の業務があること等を考慮した場合、伊予市のシステムに合わせるのが一番安全で早く構築できる。</p> <p>システムの内容の面からもシステムを熟知している職員が多く、教育時間の短縮の面からも伊予市のシステムが最適である。</p> <p>より機能が豊富な伊予市のシステムに統合するのが最善である。ただし、統合にかかわる経費の内訳について遺憾なきよう、今後十分精査をしていただきたい。</p> <p>伊予市のシステムに統合するのがよい。ただし、機能面の一部に中山町、双海町のシステムで伊予市よりもすぐれたものがある。こうしたシステムを反映できるように考慮していただきたい。</p> <p>お手数ですが、4ページにお戻りください。</p> <p>以上の経緯を踏まえての審議結果となりますけれども、伊予市、中山町、双海町に現在導入されている各電算システムについて、電算部会より詳細説明を受け、新市電算システムの選定について審議</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>が行われ、全会一致で下記の答申を得ました。</p> <p>記以降になりますが、「新市電算システムの選定について」</p> <p>新市電算システムについては、伊予市のシステムを基本として拡張することが適当と認められる。留意事項といたしましては、新市電算システムへの拡張に係る経費については、今後も随時精査をすること。中山町、双海町のシステムについても、優位点は可能な限り新市電算システムに反映するよう考慮すること。ということが上げられました。</p> <p>また3ページにお戻りください。</p> <p>2の選定結果になりますけれども、前段で申し上げたとおり、その審議結果を踏まえた上で3市町での協議の結果、新市電算システムについては伊予市の既存システムを活用し、そのシステムを拡張して構築することといたしました。</p> <p>今後の方針につきまして、前回基本方針でお示した全体スケジュールに沿って進めていきたいと考えております。</p> <p>まず、中山町、双海町のシステムの調査、分析しながら統合作業の計画を立てます。その後、データの移行、統合作業を進めていきたいと考えております。</p> <p>駆け足でしたが、以上で報告を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第14号について、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。</p> <p>はい、田中委員さん。</p>

発言者	議題・発言内容
田中委員	<p>中山の田中ですけど、お願いいたします。</p> <p>伊予市のシステムを使って移行することは、大体報告どおりわかるわけなんですけど、この伊予市、中山、双海の3拠点をつながないわけにはこのサービスができないと思うわけなんですよ。ということは、それについてはどういうふうに検討を今後していくのか。それも一緒に4月までに、一応合併の期日までに間に合わさなければ、住民票等のサービスにつきましても中途半端になろうかと思いますが、それにつきましてのご検討なり現在の状況、また今後の予定はどんなになつとりますか。お聞きしたいと思います。</p>
中村議長	<p>どうぞ。</p>
電算分科会	
向井会長	<p>失礼します。</p> <p>今、ご質問いただきました内容につきまして、恐らくネットワークの検討というふうなことでお答えさせていただいたらと思うんですけども、伊予市、中山間につきましては、基本的に国土交通省のダークファイバーを使用いたします。これにつきましては、以前ご説明しましたとおり、既に申請も終わっておりますし、供用に向けて詰めているところでございます。</p> <p>続きまして、伊予市、双海間なんですけれども、これにつきましては、基本的には借上げ、STネットさんあるいはNTTさんの借上げ線での対応を考えております。自前での構築は考えておりません。それにつきましては、新市発足後補助を絡めた形での構築というふうなことを踏まえておりますので、借上げでの対応を考えてお</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ります。</p> <p>ただし、それぞれの役場からそれぞれの出先に対しての支線に關しましては、現在稼動しております中山さん、双海さん、使っておられます支線につきまして、活動できるものについてはそれを活用させていただき、できないものについては先ほどお話ししましたように借上げ線を基本として考えさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>ただし、どうしてもこの区間について借上げ線がないというふうな場合につきましては、自前での構築もあり得るかもというふうなところはございます。現在といたしますか、今後も含めまして精査いたしまして、また審議会にお諮りしてその妥当性について検討してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	田中委員、理解できますか。
田中委員	<p>基本的にはまた後でということになりますが、その住民サービスの住民票が中山の方が伊予市でもとれるという、そういう体制を前提のもとに話も出てきておりますので、そのネットワークにつきましても合併後じゃなしに、ある程度早い段階でしとかなんだら一番大事なことができんのじゃないかという懸念もしておりますので、それにつきましても合併当初に住民票、基本的なシステムがどの旧市町村におりまして、それぞれの住民のデータがとれるようにということでご検討していただきまして、またご報告をお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>遺漏のないように……。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p>はい、高橋委員さん。</p>
高橋委員	<p>ちょっと確認だけなんですけど、事務局の方に確認したいと思いま す。</p> <p>これ前のときに双海町長さんの方から「わしは余り聞いてない」 だのいう話があったんですけども、協定項目でございますので、3 首長さんにちゃんと決裁を受けておるのかどうかだけ確認をしたい と思います。</p>
中村議長	<p>はい、事務局。</p>
和田局長	<p>14日に審議会が行われましたけども、その結果を早速首長さん には、助役さんが委員さんにもなっておりますので持ち帰ってご報 告はしていただいております。さらに、3首長さんの意向も踏まえ て16日に幹事会を開催いたしまして、そこで3首長さんの意向が すべて審議会の内容に沿って決定したということでございましたの で、そこで幹事会としての決定と。また、その幹事会の内容を各首 長さんに持ち帰っていただいでご承認をいただいで決定をしたとい うような手続をしております。</p>
中村議長	<p>ほかにごありますか。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p data-bbox="746 320 986 353">(発言する者なし)</p> <p data-bbox="316 454 427 488">中村議長</p> <p data-bbox="483 454 1337 622">ないようでございますので、新市電算システムにつきましては審議会の答申を踏まえまして、伊予市のシステムを採用して統合を進めてまいりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。</p> <p data-bbox="483 656 1337 757">続きまして、会議資料もう1冊の方になりますが、協議に入りたいと思います。</p> <p data-bbox="483 790 1337 891">協議第21号一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。</p> <p data-bbox="507 925 834 958">事務局、説明を求めます。</p> <p data-bbox="316 1059 427 1093">西岡主任</p> <p data-bbox="515 1059 1233 1093">すみません、お待たせをいたしました。失礼いたします。</p> <p data-bbox="483 1126 1337 1227">それでは、事前にお送りしております協議会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p data-bbox="515 1261 1177 1294">協議第21号一般職の職員の身分の取扱いについて。</p> <p data-bbox="483 1328 1337 1429">一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり確認と求める。</p> <p data-bbox="483 1462 1337 1630">記以降ですけれども、一般職の職員の身分の取扱いについて。伊予市、中山町及び双海町の一般職の職員はすべて新市の職員として引き継ぐものとするをいたしております。</p> <p data-bbox="507 1664 1002 1697">その具体的な内容調整をいたしまして、</p> <p data-bbox="483 1731 1337 1832">1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p data-bbox="483 1865 1337 1966">2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p data-bbox="480 320 1329 416">3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。</p> <p data-bbox="480 454 1329 551">4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p data-bbox="480 589 1329 685">以上が、一般職の職員の身分の取扱いについての調整案でございます。</p> <p data-bbox="480 723 1329 887">それでは、次ページ、2ページに、協議第21号といたしまして、一般職の職員の身分の取扱いに関する基本的な事項について掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。</p> <p data-bbox="480 925 1329 1424">一般職の職員の身分の取扱いについてですが、新設対等合併の場合には、一般職の職員が勤務する市町村の法人格が消滅するため、法律的には職員は失職することになります。このような不合理を避けますために、合併特例法第9条第1項において、合併の際、職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないと規定されています。この措置につきましては、合併関係市町村の協議によるものとされておりますことから、合併協議会におきまして協議をするものでございます。</p> <p data-bbox="480 1462 1329 1693">ただし、その協議により消滅する3市町の職員が直ちに新市の職員となるものではなく、合併期日において改めて身分を保有する措置として任命行為を行う必要があり、新市の職務執行者などの任命権者が辞令交付を行う必要があります。</p> <p data-bbox="480 1731 1329 1895">また、合併特例法第9条第2項において、合併市町村は職員の任免、給与、その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと規定をされております。</p> <p data-bbox="480 1933 1329 1955">以下、今回の提案根拠であります市町村の合併の特例に関する法</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>律の該当条項を抜粋して掲載しております。</p> <p>続きまして、調整案に具体的な内容調整といたしまして4つの調整事項を上げておりますが、その職員数、職名、職階、職員の給与に関する資料として、3市町の現状を3ページから7ページに掲載しております。</p> <p>それでは3ページ、3市町の一般職の職員数についてご説明をいたします。</p> <p>まず、条例定数及び実職員数の表をごらん願います。3市町それぞれ事務局別の条例定数及び職員数をお示ししております。事務局区分にございます小計の下、定数外職員（一部事務組合派遣職員）でございますけれども、これにつきましては伊予市のみ3名と入っております。これにつきましては、伊予市から伊予市消防事務組合へ派遣をしている職員が1名、それから伊予地区ごみ処理施設管理組合への派遣職員が2名ということで合わせて3名ということになってございます。</p> <p>各市町の合計を見ても、伊予市につきましては定数300、それから実職員数は281人、中山町につきましては定数92人、実職員数は76、双海町につきましては定数94に対して実職員数は74人、3市町の合計では定数486人、実職員数は431人ということで、条例定数に比べますと55人少ないということになってございます。</p> <p>次に、(2)の年齢・職務別職員数の表でございますけれども、この表につきましては3市町の一般職の実職員数をそれぞれの年齢別、職務別に集計したものでございます。伊予市につきましては、一般行政職、合計でいきますと256人、技能労務職25人、合計</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>281人。中山町につきましては、一般行政職63人、技能労務職4人、医療職、中山町につきましては佐礼谷診療所、それから歯科診療所がございますので、医療職を適用しております9人、合計76人。双海町につきましては、一般行政職63人、技能労務職11人、計で74人。3市町を合計いたしますと、一般行政職が382人、技能労務職40人、医療職9人、合計431人となっております。</p> <p>年齢の区分ですけれども、横で見ますと59歳のところ、合計で10人、これがつまり今年度の退職者数でございますので、合併時には実際のところ10人引きまして421人の数になることとなります。それから、40歳から60歳につきましては、年齢ごとに集計しておりますので、合併後におけます各年度の退職者数がおわかりいただけるかと思えます。</p> <p>それでは次ページ、4ページをごらんください。</p> <p>この表につきましては、調整案の具体的な内容調整の1といたしまして、職員数については新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとするとしておりますので、参考として、新市の類似団体の職員数と3市町の現職員数を比較した表を掲載をしております。</p> <p>類似団体といえますのは、新市の人口及び産業構造が類似している団体でありまして、新市の類型は10になるのですが、全国には山形県の東根市、長野県の中野市、宮崎県の西都市の3つの市がございます。その3市の人口1,000人当たりの一般会計職員の平均がこの表の指数となっております。この指数に3市町の平成12年度国勢調査人口の合計4万505人の1,000分の1、4</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>0.505を掛けまして算出いたしましたのが新市の職員数となっております。部門別、施設別、職務別に算出をいたしております。</p> <p>類似団体の職員数につきましては、それぞれの団体によりまして地域性、また施設数などの違いにより職員数が大きく異なりますので、一概に比較することは適切ではありませんが、一般会計の職員で比較いたしますと、指数による新市の一般会計の職員数は合計341人となりまして、3市町の一般会計の職員の合計は379人となっておりますので、現状では一般会計で38人の差があるようでございます。</p> <p>参考といたしまして、右の方ですけれども、一般会計職員以外のその他の職員についても記載をいたしております。区分として特別会計、公営企業、一部事務組合、それぞれ各会計等を分けまして集計をいたしております。ここには記載しておりませんが、特別会計を全部集計をいたしますと40人、公営企業会計については9人、一部事務組合は3人ということで、合計は52人となっております。このその他の職員と一般会計の職員の合計を合わせますと、先ほどご説明をいたしました431人になるようになってございます。</p> <p>適正な職員数の基準につきましては、指標の一つとして国の定数のモデルやこのような類似団体等、他市との比較によって判断することとなります。しかし、当協議会においては新市の事務の方式を伊予方式、総合支所を基本とした新しい方式と確認され、または組織・機構の取扱いについてご確認をいただきましたときにご説明をしたとおり、住民自治組織の確立、また住民との協働によるまちづ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>くり機能を持った地域事務所を構築するためには、おおむね5年間で段階的に行うことといたしております。</p> <p>したがいまして、合併当初はある程度の職員が必要であることから、急激な削減は難しいかと考えております。</p> <p>右の5ページをごらんください。</p> <p>職名・職階の資料といたしまして、3市町の級別・職務の区分、実職員数を掲載しております。</p> <p>まず、(1)として一般職でございますけれども、まずごらんいただいでわかりますように、3市町ともに課制をとってございますけれども、伊予市がやはり組織的に大きいということ、また職員数も多いということもございまして、8級制を採用いたしております。中山町、双海町につきましては7級制ということになっております。</p> <p>内容を見てもみますと、まず伊予市でいきますと、主な職名でいきますと、主事補、技師補については1級、主事、技師については2級、3級を適用し、係長、主任、専門員については4級、5級を適用しております。課長補佐、次長については6級、7級を適用しております。そして、課長、議会事務局長ほかを8級といたしております。</p> <p>中山町、双海町につきましては、ほとんど同じような職名でございますけれども、課長以外、課長より以下につきましては各級それぞれ職名がありまして、6級と7級については課長ということになってございます。</p> <p>その下(2)ですけれども、技能労務職についてでございます。技能労務職とは労務作業員、用務員、運転手、給食調理員、校務員</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>の職にある者でございます。これにつきましても、伊予市は4級制を採用しております、中山、双海については3級制ということになってございます。</p> <p>次のページ、6ページをごらんください。</p> <p>ここには、中山町には先ほどもご説明しましたように、医療職がおりますので、医療職の職務級を載せてございます。医療職（一）につきましては、医師、それから診療所長などが該当いたします。医療職（二）には歯科衛生士、栄養士が該当いたします。医療職（三）につきましては、准看護師、看護師、保健師などが該当いたします。</p> <p>右7ページには、一般職の職員の給料に関する資料を掲載いたしております。</p> <p>（1）給料月額・年齢・経験年数の平均でございます。一般行政職につきましては、平均給与月額、伊予市が30万5,100円、中山町が30万4,000円、双海町が31万3,700円ということで、双海町が一番高くなってございまして、伊予市からいきますと8,600円、中山町からいきますと9,700円高いということになってございます。平均年齢でいきますと、中山町が41.6歳ということで一番高く、平均経験年数では中山町が20年10か月と一番長くなっております。</p> <p>技能労務職につきましては、伊予市の平均給与月額が29万2,400円、中山町が22万9,900円、双海町が20万5,800円ということで、技能労務職につきましては伊予市が一番高くなってございまして、中山町に比べますと6万2,500円、双海町に比べますと8万6,600円高いということになってございま</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>す。平均年齢でいいますと、これも中山町の方が53.9歳ということが一番高く、平均経験年数につきましては、伊予市が26年11か月と一番長くなってございます。</p> <p>次、(2)といたしまして、初任給の基準を載せております。各市町の試験につきましては、上級、中級、初級によりまして採用をいたしております。その採用区分によりまして、初任給の額が異なりますのでその表を掲載いたしております。上級につきましては2級2号給が適用され17万700円、中級による採用職員は1級5号給ということで14万8,500円、初級による採用者は1給3号給ということで13万8,800円ということございまして、初級につきましては上級に比べまして3万1,900円低く、中級に比べ9,700円低いということとなっております。この初任給の基準につきましては、3市町ともに同じものとなっております。</p> <p>この採用状況でございますけれども、伊予市につきましては平成元年まではすべて初級採用でございまして、以後は各区分に分けて採用をいたしております。中山町につきましては、試験区分を分けて採用はしておりますが、ほとんどが初級採用でございます。双海町につきましては、昭和59年からすべて上級での採用ということになってございます。</p> <p>続きまして、(3)として一般行政職のラスパイレス指数を示しております。ラスパイレス指数の意味につきましては、地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数化したもので</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ありまして、よく他の団体との給与水準の比較に使われるものがございます。</p> <p>これで見ますと、各市町ですけれども、15年度を見ますと、伊予市につきましては98.7、中山町は88.3、双海町は89.9ということで、やはり伊予市が一番高いものとなっております。中山町に比べますと10.4ポイント高い、双海町と比較しますと8.8ポイント高いということになってございます。</p> <p>先ほど給与の月額のところでは、双海町の方が高くなってございまして、こちらのラスパイレス指数では伊予市が一番高いとなっておりますのは、給料の表の下にも書いてございますように、これは地方公務員給与の実態調査の数字をそのまま載せさせていただいております。この調査には税務職、保育士及び公営企業職などを除いているようなところから、少し変わってきているのかと思われまます。給与の額の水準を見ますのは、やはりラスパイレス指数による数字を見ていただいたらと考えております。</p> <p>その下ですけれども、参考といたしまして、全国・県内のラスパイレス指数、一般行政職についてですけれども、掲載をいたしております。全国の市平均につきましては、15年度で100.7、市町村の平均は95.7、全地方公共団体の平均は100.1となっております。県内につきましては、市の平均が99.9、町村平均が90.0、市町村平均が94.7ということで、3市町それぞれ比較をいたしましても、3市町の給与は今のところ水準は低いというふうに考えられます。</p> <p>このように、職名、職階、給与につきましては、各市町それぞれ相違しておりますので、職名、職階については新市の行政組織、機</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>構の整備とあわせまして合併までに調整、統一をし、給与につきましては新市の財政状況を勘案しながら職員の処遇及び給与の適正化を図ることといたしております。</p> <p>資料、次の８ページをごらんください。</p> <p>８ページには県内の先進地の事例をお示ししておりますが、ほぼ同じような内容となっております、先進地におきましてこの調整には多くの時間を要しますことから、調整の方針を協議会におきまして確認をいただき作業を進め、合併時までに調整を図っていくこととしているようでございます。</p> <p>次ページ、９ページには、関係する主な法令といたしまして地方公務員法を抜粋して掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。</p>
中村議長	<p>ただいま事務局からの説明ございました一般職の職員の身分の取扱いについて、ご質問を受けたいと思っております。</p> <p>はい、田中委員さん。</p>
田中委員	<p>７ページのラスパイレス指数につきまして、それぞれに差があると思っておりますが、今後何年程度、また財政的な問題等もありますので、大体新市になった場合に旧市町村それぞれどういう形の中で平均的な、また一体的な給料体系にもっていく見込みでしょうか。それらの確認をお願いいたします。</p>
中村議長	<p>はい、どうぞ。</p>

発言者	議題・発言内容
西岡主任	<p>失礼をいたします。</p> <p>まず、ラスパイレス指数の状況についてでございますけれども、まず職員の給与につきましては、当協議会の調整案には載せてございませんけれども、他市町村の事例をしてみますと現給を保証するというふうになってございます。これは地方公務員法によるものでございまして、今の給与をとりあえずは保証をするというところで考えますと、今のラスパイレス指数、数字では15年度の数字で3市町を出しておりますけれども、計算した数字でいいますと94.8という数字に現状ではなってございます。</p> <p>ですから、このようなことを踏まえまして、新市の財政状況を勘案し、上げるということはないと思うんですけれども、厳しくなってくると思いますので、その辺はその調整をいたしまして給与の調整を行っていくということにいたしたいと思っております。</p>
中村議長	<p>今のでわかりますか。はい、田中委員。</p>
田中委員	<p>上げるということは難しいとはどういうことですか。下がるということで調整するんですか。やっぱり同じ新市になった場合に、ある程度同じ号数、同じ等級の場合にはやはり年齢的に同じ条件でしたらやはり給料の平均化といいますか、基準化した中で同じような給料体系の中でいくのがベターではないかと思っておりますので、そこへいくためにどのぐらいまでかかるか。またそれについては全然検討していないかをお聞きしたいと思うんですけど。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	どうぞ、事務局。
西岡主任	<p data-bbox="512 454 751 488">はい、失礼します。</p> <p data-bbox="483 521 1337 1025">まず、給与の説明が先ほど足りなかったんですけども、給与の具体的な調整の手法につきましては、事例を見てもみますと新市町村の給料表や前歴換算、初任給の格づけ、在級年数等の基準をまず定めまして、それから給与の再計算を行いまして、その結果、現行の給料が新市町村の格づけを下回っている職員については、合併時に号級を引き上げるなどの調整を行い、現行の給料が新市町村の格づけを上回っている職員については、現行の給料を保証しながら、一定の期間内に調整を図るという手法をとってまいります。</p> <p data-bbox="483 1059 1337 1227">ただ、この調整につきまして5年かかるか、それから3年でできるか、それについてはやはり調整を始めてみないとわからないということでございます。</p>
中村議長	はい、小林委員。
小林委員	<p data-bbox="483 1462 1337 1955">これ不透明な話なんですけど、幹事会でもちょっと話したことなんですけど。やっぱり田舎ほど給料が低い部分がございます、確実にそう何年度でしてしまうというふうな確約は後のことになりますけど、意向としては3年か5年かの中に調整していきたいというふうなことで、先ほど言いましたような手法を講じてやっていくというふうなことで調整するという。財政的な問題もございまして、将来そういうふうなことを図っていくといかないのではないかなというふうな論議はいたしております。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>今ここで、協議会で決めることは無理ではないんですか。だから、3年から5年の間に調整をするということを想定してこの案ができたということですから、そういう理解でいけませんか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>亀井委員さん。</p>
亀井委員	<p>新市になった場合に部長級が 何人でしたか、ちょっと今表持っていないので、7人か8人かな おいでんですけど、そのあたりは一応何級ということを今のところ考えられとるんでしょうか。</p>
中村議長	<p>はい、事務局</p>
西岡主任	<p>きょうは先ほども言いますように、基本方針をご確認をいただきまして、先ほども言いましたようにこれから組織・機構、部長制をもとに調整をしていくわけですけれども、それによりまして給料表、何級を適用していくかについても今後協議をしていきたいと考えておりますので、今のところは何級にするということとは言えない状況でございます。</p>
中村議長	<p>亀井委員、ええですか。</p>
亀井委員	<p>当然、支所長が部長級ということになりますんで、そのあたりで8級となれば、中山、双海にはいないという形になったりしますんで、その辺もありますんで、うまく調整をいただきたいなというふ</p>

発言者	議題・発言内容
	うに思います。
中村議長	ほかにございませんか。
	(発言する者なし)
中村議長	<p>それでは、お諮りをいたします。</p> <p>協議第21号一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、原案のとおり確認するということでご異議ございませんでしょうか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、協議第21号につきましては原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第22号一部事務組合の取扱い(その1)についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
坪内主事	<p>それでは、10ページをお開きください。</p> <p>これは普通地方公共団体がその事務を共同処理するため地方自治法に基づき設置している組合等の取扱いについてであります。</p> <p>そこで、一部事務組合や広域連合等を構成する関係市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退や加入の手続、規約の変更の手続が必要となるため、3市町が協議して出された事務事業の現況調整案の内容を受けまして、協議題として提案するものでございま</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>す。</p> <p>伊予市、中山町、双海町が関係している一部事務組合には、12ページから14ページに表記をしております組合など17団体、その他3市町の土地開発公社、株式会社まちづくり郡中などの第三セクターがあります。まだ一部調整中の団体がございますので、まずは一部事務組合等の取扱い(その1)としまして、今回ご提案するものでございます。</p> <p>12ページの表で網かけをしております養護老人ホーム関係の組合と一覧表にはございませんが、3市町の土地開発公社及び第三セクターにつきましては、調整でき次第(その2)として直近の合併協議会において提案する予定でございます。</p> <p>それでは、10ページに戻っていただきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>協議第22号一部事務組合等の取扱い(その1)について。</p> <p>一部事務組合等の取扱い(その1)について、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございます。</p> <p>まず、1 伊予消防等事務組合、愛媛県市町村職員退職手当組合及び愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。</p> <p>2 伊予市が加入している伊予市外3カ町村共有物組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。</p> <p>3 中山町及び双海町が加入している愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>併の日に加入する。</p> <p>4 伊予市及び双海町が加入している中予広域水道企業団については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入する。</p> <p>5 伊予市及び双海町が加入している伊予地区ごみ処理施設管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧伊予市及び旧双海町の区域で加入する。</p> <p>6 中山町が加入している内山衛生事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧中山町の区域で加入する。</p> <p>次のページです。</p> <p>7 伊予市が加入している伊予市松前町共立衛生組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧伊予市の区域で加入する。</p> <p>8 中山町及び双海町が加入している大洲喜多衛生事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧中山町及び旧双海町の区域で加入する。</p> <p>9 中山町及び双海町が加入している愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合及び愛媛県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>10 松山地区広域市町村圏協議会及び伊予地区介護認定審査会については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入する。</p> <p>以降、12ページからは一部事務組合の取扱いについての資料をお示ししております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行う場合、当該組合の脱退、加入の手續や規約変更の手續など地方自治法の規定に基づいた手續が必要となります。そして、合併関係市町村が一部事務組合や広域連合の構成市町村の一部である場合、新設合併のときは合併関係市町村の法人格が消滅するため、合併の前日に一旦脱退し、通常は新市としての加入手續が必要となります。</p> <p>次の表が一部事務組合等の現況ということで、組合の名称、構成市町村、設置年月日、処理事務の内容をお示しした表でございます。このうち4段目以降に載せております一部事務組合と広域市町村圏協議会、介護認定審査会の取り扱いについて、今回ご提案するものでございます。</p> <p>15ページ、お開きください。15ページには総務省が示しております市町村合併法定協議会運営マニュアルの実務編の抜粋を参考に載せております。</p> <p>まず、下の図A-1をごらんください。A-1のように組合を構成する市町村A、B、C、Dのうち、D町が構成外の市町村E、Fと合併する場合、例えばこの3市町におきましてはごみ処理やし尿処理等を行う衛生組合の場合がこれに当てはまりますが、合併後も引き続き共同の事務処理を行う場合、合併の日に一旦脱退して改めて新市として加入するのが通常の手続であります。また、場合によっては新市において従前の旧市町の区域の単位で従来と同様の共同処理を行う場合も考えられます。</p> <p>なお、この場合、構成市町村間の経費負担の方法もよく協議する必要がありますがでございます。</p> <p>次のページをお願いいたします。17ページのB-3の図です</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>が、B - 3のように合併関係市町村が組合の構成市町村A、B、C、Dの一部、B町とD町が合併する場合、例えば伊予市、中山町、双海町、松前町、砥部町、広田村で構成しております伊予消防等事務組合の場合がこれに当てはまりますが、合併後も引き続き共同の事務処理を行うこととなりますので、伊予市、中山町、双海町は合併の前日に一旦脱退しまして、新市として合併の日に参加することとなります。</p> <p>また、17ページの下図のように、伊予市、双海町、松前町で構成しております伊予地区ごみ処理組合や伊予市と松前町で構成しております伊予市松前町共立衛生組合の場合、3市町が合併しますと合併しない構成市町村が一つとなることから、たとえ脱退加入の手続により引き続きその組合が機能するにいたしましても、脱退時点で複数構成している市町村の事務の共同処理という構成が失われることから、地方自治法上は組合が消滅することになってしまい、解散をしなければなりません。しかしこの場合、合併特例法の9条の2におきまして、構成市町村のすべての協議により、県知事の許可を得て法的に引き続き組合として存続できると規定されております。</p> <p>19ページから20ページにかけては、先進地事例といたしまして、この伊予市、中山町、双海町の合併に最も関連の深い砥部・広田合併協議会、大洲喜多合併協議会、うちこ・いかざき・おだ合併協議会の例を上げております。</p> <p>まず、19ページの砥部・広田合併協議会ですが、やはり市町村職員退職手当組合については、合併の前日をもって脱退して、新町において合併の日に参加するとか、当協議会で示しております案と</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ほぼ同じ内容となっております。</p> <p>21ページからは、関係する法令といたしまして、地方自治法を初め市町村合併の特例に関する法律、今のが23ページでございます。それと25ページには、伊予地区介護認定審査会に関係いたします介護保険法を載せておりますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
中村議長	<p>ただいま事務局からの説明がございます一部事務組合の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見等伺いたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（発言する者なし）</p>
中村議長	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りをいたします。</p> <p>協議第22号一部事務組合等の取扱い（その1）につきましては、原案のとおり確認するということでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第22号につきましては原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第20号、これは継続協議でございました各種事務事業（消防防災関係）についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>

発言者	議題・発言内容
久保次長	<p>それでは、会議資料26ページをごらんください。</p> <p>これにつきましては、前回の協議会から継続協議となっている協議でございます。</p> <p>協議第20号各種事務事業（消防防災関係）の取扱いについて。</p> <p>各種事務事業（消防防災関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求めます。</p> <p>記以降でございますが、前回と同じ調整方針となっておりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>続きまして、別紙の附属資料につきましてご説明をさせていただきますが、前回委員さんのご意見を要約しますと、1点目は分団数及び双海町役場消防班について再検討をしていただきたい。2点目は分団の順番がおかしい。3点目は先ほどの1点目と2点目にも関連する全体的なことでございますが、消防防災機構について消防団幹部との意見調整ができていますのかであったかと思えます。</p> <p>この3点について附属資料に係る具体的な調整内容であります。各市町におきまして伊予市は消防団長、中山町と双海町では分団長以上集まっていたいただき調整をしました結果、消防組織機構の1ページから2ページを変更しておりますので、説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、附属資料の1ページをごらんください。</p> <p>具体的な調整内容のところでございますが、新市の消防団組織は伊予市の組織・機構が適当でありますので、伊予市を現状維持で4分団、中山町を3分団、双海町は前回2分団に調整しておりましたが、今回の調整では3分団とし、合計10分団としまして消防団員</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>数は現状維持とするをいたしております。</p> <p>組織につきましては、団長1名、副団長3名、分団長、副分団長につきましては10名ずつとして、以下前回と同じでございます。</p> <p>双海町の役場消防班でございますが、双海町の役場消防班という組織は解散するが、現状の身分は第1分団団員であり、近年団員確保が困難な状況であり、班員出身の分団に帰属させ、各所属の団員として火災・災害時には出動するをいたしております。</p> <p>続きまして、組織図の説明ですが、2ページをごらんください。</p> <p>この図は新市の組織図となっております。上から順に、市長、団長、副団長といたしまして、市長と団長の間に消防本部がございます。副団長につきましては、各市町から1名選出するをいたしております。各分団でございますが、伊予市を現状維持の4分団、これにつきましては前回と同じでございます。中山町は第1、第3分団を第5分団に、第2、第4分団を第6分団に、第5、第6分団を第7分団とし、双海町は第1、第3分団を第8分団に、第2、第4分団を第9分団に第5、第6、第7分団を第10分団といたしております。新市の第5分団から第10分団の部長ですが、この人数は旧の分団に1名ずつ配置しております。班長につきましては現状のままとなっております。</p> <p>3ページ以降前回と同じでございますので、省略をさせていただきます。</p> <p>以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、このことについてご</p>

発言者	議題・発言内容
上岡委員	<p>質問、ご意見等ございましょうか。</p> <p>はい、上岡委員さん。</p> <p>これは以前に話していただいた、説明いただきました7ページ、8ページのことなんですけれども、これはお願いになるかとは思いますが、小型動力ポンプの積載車とかこういうふうなのが調整内容によりますと負担割合とか、それから負担先について新市において検討するというふうになっております。防火水槽、それから消火栓などについてもそのようになっておるんですけれども、今まで中山は意外と地元負担というのが少なく、町の方それからいろんなことでしてもらっておるのが多かろうと思うんです。今度の新しいまちづくりにおきましても、こういうことが基本施策になっておりますので、地元負担の割合が多いがゆえになかなかそういうふうなことへできないというようなことのないように、できるだけ地元負担を抑えていただくような形で検討していただきたいなと思いますので、その点よろしく願いいたします。</p>
中村議長	<p>そういうご要望を受けておきます。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>それでは、前回から若干改正をさせていただきましたので、このことにつきましてほかにご意見がないようであれば、協議第20号各種事務事業（消防防災関係）につきましては、原案のとおり確認するというご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>はい。ご異議がないようでございますので、協議第20号につきましては原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>次に、その他の議題に入りますが、第7回協議会の日程について、事務局、説明をしてください。</p>
和田局長	<p>会議資料の27ページをお開きいただいたらと思います。</p> <p>次回、第7回の会議につきましては、8月12日木曜日午後2時から、場所は中山町で予定をしております。</p> <p>なお、このページの一番下の下段の表に第8回以降の予定についても日程を確保したいということで日時上げておりますので、参考にさせていただいて調整をしていただいたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>このことについてご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（発言する者なし）</p>
中村議長	<p>ないようでしたら、これで本日の議題はすべて終了をいたしました。</p> <p>会議録署名委員さんには、会議録が調製できました時点でご連絡をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>委員の皆さん方には、ご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。議長の職を解かせていただきます。大変ありがとうございました。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>これもちまして、第6回の会議を終了いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 8 月 12 日

会議録署名委員

岡田清満

会議録署名委員

亀井慎滋